

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第181号)

平成13年10月5日

横情審答申第181号

平成13年10月5日

横浜市長 高秀秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 三辺夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき  
る諮問について（答申）

平成12年12月25日消保第239号による次の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

火災調査報告書（平成12年6月8日消保第125号）の一部開示決定に対  
する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、火災調査報告書（平成12年6月8日消保第125号）を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、火災調査報告書（平成12年6月8日消保第125号。以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成12年11月9日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第31条から第35条の4までに規定する権限及び義務に基づき調査した火災の原因及び損害の調査結果を集約した書類であり、火災程度及び出火原因等火災の概要を総括して記録した「火災調査報告書」、実況見分調書、質問調書等の各種資料に基づいて検討考察を行い、その最終結論を記録した「火災原因認定書」、消防隊が火災現場全般を見分した状況を記録した「火災状況見分書」、火災の鎮火後、火災現場に立ち入り、焼損状況などについて発掘・復元などの調査を行い、これらを記録した「実況見分調書」、火災に関係ある者に対し必要事項を質問し、その結果を記録した「質問調書」及び火災によって被った損害等を記録した「損害関係書類」で構成されている。

## (2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

火災調査報告書（その1）、火災調査報告書（その2）、火災原因認定書、火災状況見分書、実況見分調書、質問調書及び損害関係書類には、火元建物居住者や火災の第一発見者等特定個人の職業、氏名、年齢、家族構成、発言、行動、財産等の情報が記載されている。したがって、これらは個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人が識別される情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報で

ある。

異議申立人（以下「申立人」という。）が異議申立書で主張しているり災証明事務は、横浜市消防局り災証明等取扱規程（平成9年3月消防局達第3号。以下「取扱規程」という。）に基づき、り災者救済の一環として運用しているものである。

取扱規程では、り災証明書の発行対象者は、り災物件の所有者、管理者、占有者、担保権者、保険受取人その他必要と認める者と規定されており、さらにその他必要な者とは、所有者・占有者の親族、所有者・管理者・占有者・担保権者の従業員、その他り災物件と関係ある者となっており、発行対象者以外の第三者に発行することはない。

したがって、本件一部開示は、条例に基づき、本件申立文書に記載されている個人に関する情報の保護を配慮検討し決定したものであり、り災証明の趣旨・目的とは違うものである。

また、焼損面積の調査は、火災によって生じた被害を客観的に数量化し、その被害を市民に伝えることにより、火災の恐ろしさを認識し、火災予防を心掛けてもらうことを主な目的とするほか、り災証明書に記載するり災状況等に活用している。

焼損面積の算定については、火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号消防庁長官通知）に基づいて、構造材の焼損の強弱には関係なく、焼損が壁及び天井等の2面以上の立体面に及んだ場合に計上する焼損床面積と、壁若しくは天井等の1面だけが、焼損した場合に計上する焼損表面積とに区分して計上しているもので、消防独自の方法で決定しているものである。

したがって、火災という事象によって建物がどの程度燃えたのか、又は燃え残ったのかという焼損状況は、建物所有者の個人に関する情報そのものであって、開示することにより、個人の権利利益を害するものである。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

法第32条に定める質問権は、原因調査及び損害調査を行うために必要なものであり、本人の意思に反して強制的に回答を要求するものではなく、あくまでも、本人の意思を尊重し、公表しないことを前提に情報提供者の任意な意思に従わなければならないものである。

また、法第34条及び第4条に定める立入調査権では、個人の住居に立入調査を実施する場合、関係者の承諾が必要であると規定されている。

このように、火災調査に当たっては、火元者及び関係者の積極的な協力なくして真実の探求は困難である。したがって、火災調査報告書（その１）、火災調査報告書（その２）、火災原因認定書、火災状況見分書、実況見分調書、質問調書及び損害関係書類に記載されている前記（２）で非開示としている情報を開示すると、本件火災に限らず今後の火災調査に当たり、市民等からの信頼を失い、情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、ひいては火災調査に著しい支障を来すことになる。

#### 4 申立人の意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) り災程度、焼損床面積の開示を求める。
- (2) 異議申立書に添付しているり災証明書は、本件申立文書を根拠に発行されている。り災証明書には、「火災により、木造平屋立建面積 147㎡のうち147㎡が燃えた。」とあり、既に開示済みであり、非開示の理由が理解できない。開示を求める。
- (3) り災証明書の「燃えた」と判断をした本件申立文書の該当記述部分及び写真の開示とそれらによって「燃えた」と判断した説明を求める。「燃えた」と判断した判断基準、手続、判断資料を明確に特定し、後日いかなる消防吏員でも同じ結論になることをもって、当判断の透明性を行政責任者が保証すれば良い。
- (4) 焼損面積の算定は、火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号消防庁長官通知）に基づいて、計上していると説明しているが、申立人の調査では、火災報告取扱要領の全部改正について（平成6年4月21日消防第100号消防庁長官通知）によって、少なくとも一度以上改正されていると理解している。旧態なやり方を継続して、手続を更新していないのではないか。

#### 5 審査会の判断

- (1) 火災調査の目的及び法的根拠について

火災調査とは、法第31条から第35条の4までの12箇条で規定している権限及び義務に基づき、火災の原因と損害を究明し、類似火災の防止等を図る出火予防措置、消防行政上必要な情報を取得して延焼を防止する等の消防行政目的を達成するために行うものである。

横浜市では、これらの調査について必要な事項を、火災等調査規程（昭和63年12月26日消防局達第30号）で定めている。

(2) 火災調査報告書の構成書類について

火災調査報告書は、1件の火災につき、法に基づき調査した火災原因及び損害調査結果を集約した書類であり、出火原因の認定、火災現場の物的調査、人的な聴取等、各々に性質の異なる調査項目ごとに、次の書類から構成されている。

ア 出火日時・場所、火元、り災程度及び出火原因等、当該報告書に係る火災の概要を総括して記録した「火災調査報告書」

イ 火災の出火原因等について実況見分調書、質問調書等の各種資料に基づいて検討及び考察を行い、その最終結論を記録した「火災原因認定書」

ウ 消防隊が、火災現場への出場から現場に到着し火災現場全般を見分した状況を記録した「火災状況見分書」

エ 火災の鎮火後、建物や火源、着火物となった物の焼損状況などについて、火災現場に立ち入り、発掘・復元などの調査を行い、これらの状況を記録した「実況見分調書」

オ 火災に関係ある者に対し必要事項を質問し、その結果を記録した「質問調書」

カ り災した動産・不動産について、火災によって被った損害等を記録した「損害関係書類」

(3) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、平成12年1月19日に保土ヶ谷区内で出火した火災の火災調査報告書である。

イ 実施機関が、本件申立文書に記録されている情報のうち、条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした情報は、次のとおりである。

(ア) 火災調査報告書(その1)のうち、火元の番地、職業、氏名、年齢、火元区分、火元・類焼のり災程度、焼損床面積及び損害額

(イ) 火災調査報告書(その2)のうち、延面積、焼損床面積、個人の職業、氏名、年齢及び質問調書から引用された個人の発言

(ウ) 火災原因認定書のうち、火元者の番地、個人の職業、氏名及び質問調書から引用された個人の発言並びに建物内の間取り等に関する部分

(エ) 火災状況見分書のうち、火元の番地、個人の氏名及び火災現場で得た個人の発言等に関する部分

(オ) 実況見分調書のうち、火元の番地、個人の職業、氏名、年齢、建物の面積、り

災程度及び建物内の状況等に関する部分

(カ) 質問調書の全部分

(キ) 損害関係書類の全部分

ウ また、実施機関は、当該非開示部分には、火元者及び関係者の協力により得られた情報が記録されており、これらを開示すると市民等からの信頼を失い、本件火災に限らず今後の火災調査に当たり、市民等からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難になり、火災調査に著しい支障を来すことになるとして、同項第6号にも該当するとしている。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

また、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、開示しないことができる個人情報から除かれている。

イ 申立人は、4の(2)で述べたとおり、本件申立文書を根拠に発行されているり災証明書により、り災程度及び焼損床面積については、既に開示済みであり、「燃えた」と判断をした本件申立文書の該当記述部分及び写真を開示すべきことを主張しているが、実施機関が主張するように、り災証明書は、り災物件の所有者、管理者、占有者、担保権者、保険受取人等り災物件と関係のある者への救済の一環として運用しているものであり、本件申立文書の焼損面積等の情報を活用して記録されていたとしても、本件申立文書とは、趣旨、目的を異にするものである。

条例上、個人情報の開示・非開示は、特定の範囲の人が知り得るかどうかや、一定の利害関係があるかどうかによってではなく、特定の個人が識別可能であるかどうかによって客観的に判断すべきものとする。

そこで、本件申立文書についてみると、本号の規定に基づき開示・非開示の判断

をする際には、特定の個人が識別可能な情報であれば、非開示とするべき情報ということができる。

実施機関が、本号を適用し非開示とした情報は(3)のイで述べたとおりであるが、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報ということができるため、本号本文に該当し、非開示とすることが相当である。

また、焼損面積の算定について、実施機関が引用する火災報告取扱要領が、平成6年4月21日消防災第100号消防庁長官通知により全部改正されていることは、申立人の主張のとおりであるが、このことは本件申立文書の開示範囲に影響を及ぼすものではない。

ウ なお、本件申立文書に記録されている個人に関する情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

#### (5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書のうち実施機関が非開示とした部分は、条例第7条第2項第2号本文に該当する情報であり、開示しないことができるものであるから、同項第6号の該当性について判断するまでもなく、実施機関が一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年12月25日	・ 諮問書及び一部開示理由説明書受理
平成13年1月11日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成13年1月26日 (第239回審査会)	・ 諮問の説明
平成13年6月22日 (第248回審査会)	・ 審議
平成13年7月19日 (第249回審査会)	・ 審議
平成13年7月27日 (第250回審査会)	・ 審議
平成13年8月10日 (第251回審査会)	・ 審議
平成13年8月24日 (第252回審査会)	・ 審議
平成13年9月14日 (第253回審査会)	・ 審議